

## 第4回 最上川流域治水協議会

## 第4回 赤川流域治水協議会

### 議事概要

日時：令和3年7月30日（金） 10時00分 ～ 12時00分

場所：山形河川国道事務所 2階大会議室（WEB会議）

新庄河川事務所 2階大会議室（WEB会議）

酒田河川国道事務所 2階大会議室（WEB会議）

#### 最上川流域治水協議会

出席者：山形市長（代理：都市整備部長）、米沢市長（代理：防災危機管理課地域防災担当主査）、鶴岡市長（代理：危機管理監）、酒田市長（代理：危機管理監）、新庄市長（代理）、寒河江市長（代理：防災危機管理課長）、上山市長（代理：庶務課危機管理室長）、村山市長、天童市長（代理：危機管理室長）、東根市長、尾花沢市長（代理：総務課防災危機管理室長）、南陽市長、山辺町長、中山町長、河北町長、西川町長（代理：副町長）、朝日町長（代理：総務課危機管理係長）、大江町長（代理：総務課危機管理主査兼係長）、大石田町長、金山町長、最上町長、舟形町長、大蔵村長、鮭川村長、戸沢村長（代理）高畠町長（代理：総務課危機管理室長）、川西町長、小国町長（代理：町民税務課町民生活担当主査）、飯豊町長、三川町長、庄内町長（代理：環境防災課長）、遊佐町長（代理：総務課危機管理係長）、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長（代理：次長）、林野庁東北森林管理局山形森林管理署長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長（代理：山形水源林整備事務所長）、気象庁山形地方気象台長、山形県防災くらし安心部防災危機管理課長（代理：防災主査）、山形県農林水産部農村整備課長、山形県農林水産部森林ノミクス推進課長（代理：森林保全主幹）、山形県県土整備部都市計画課長、山形県県土整備部下水道課長、山形県県土整備部河川課長、山形県県土整備部砂防・災害対策課長、山形県県土整備部建築住宅課長、山形県村山総合支庁建設部長、山形県最上総合支庁建設部長、山形県置賜総合支庁建設部長、山形県庄内総合支庁建設部長、山形県企業局電気事業課長（代理：課長補佐）、最上川中流土地改良区理事長（代理：管理課長）、上市市土地改良区理事長（代理：管理係長）、東北電

力株式会社山形発電技術センター所長、東北電力株式会社庄内発電技術センター所長、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長  
(代理：副所長(技術))

#### 赤川流域治水協議会

出席者：鶴岡市長(代理：危機管理監)、酒田市長(代理：危機管理監)、三川町長、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長(代理：次長)、林野庁東北森林管理局庄内森林管理署長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長(代理：山形水源林整備事務所長)、気象庁山形地方气象台長、山形県防災くらし安心部防災危機管理課長(代理：防災主査)、山形県農林水産部農村整備課長、山形県農林水産部森林ノミクス推進課長(代理：森林保全主幹)、山形県県土整備部都市計画課長、山形県県土整備部下水道課長、山形県県土整備部河川課長、山形県県土整備部砂防・災害対策課長、山形県県土整備部建築住宅課長、山形県庄内総合支庁建設部長、東北電力株式会社庄内発電技術センター所長、国土交通省東北地方整備局月山ダム管理所長、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長

報道機関：山形新聞社、河北新報社、読売新聞、(株)建設新聞社、(株)東北建設工業新聞社、朝日新聞、NHK

#### 議事概要：

##### <トップセミナー「気候変動下における流域治水の展開」>

##### 【講師】

- 日本海側においては、将来豪雨による被害が大きくなる。特に山形県の北部については、豪雨の確立が非常に増えていく傾向にある。
- 気候変動下における山形市の降雨を例にシミュレーションすると、将来温度上昇に伴う豪雨確率は、現在100年に1回降る豪雨が将来には、50年に1回となり、降雨量も平均で20mm程度増えていく。
- 豪雨に伴う災害リスクについて、山形県は斜面災害や、洪水はん濫の危険等、至る所に可能性があり、局所性も違うため、各市町村によって、豪雨時の主被害が変わってくる。主となる対策、注力すべき箇所を自治体毎考えていく必要がある。
- 流域治水の特徴である総力戦という河川以外の治水が重要であり、都市計画や開発

計画、今後の人口減少に伴う、耕作放棄地や施業放棄森林の対応、調整池や田んぼダムによる対策が必要となってくる。

#### <国土交通大臣メッセージ動画上映>

#### <最上川流域治水協議会規約の改定（案）>

##### 【事務局】

- ◆ 組織改正による名称変更。
- ◆ 最上川流域治水協議会規約の改定（案）について、令和3年7月30日付け承認改定。

#### <赤川流域治水協議会規約の改定（案）>

##### 【事務局】

- ◆ 組織改正による名称変更。
- ◆ 赤川流域治水協議会規約の改定（案）について、令和3年7月30日付け承認改定。

#### <地方支部局における連絡調整会議の設置について>

##### 【事務局】

- ◆ 実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築を目的とした、各地方支部局での「連絡調整会議」が設立された。（情報提供）
- ◆ 会議構成メンバーは、東北地方整備局、農政局、経済産業局、気象庁、森林管理局、森林整備センター等。
- ◆ 各省庁の現在の取り組み状況や所管する補助制度等について、情報提供を行う場として開催している。
- ◆ 先日開催された第1回連絡調整会議の主なキーワードとして、スマート田んぼダム実証事業（東北農政局より）、中小企業防災・減災当市促進税制（東北経済産業局より）。
- ◆ 各流域治水協議会から課題や要望等を確認集計し、各担当部局が対応方針や回答を整理し、情報提供を進めていく。
- ◆ 今後も連絡調整会議を活用し情報共有を行っていくことで、流域治水プロジェクト推進を具現化していきたい。

#### <流域治水関連法案について>

##### 【事務局】

- ◆ 流域治水を推進していくにあたり、関連する9つの法律（特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律、都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、都市緑地法、建築基準法）が改正された。（情報提供）

- ◆ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律として、5月10日公布、11月頃施行となっている。
- ◆ 「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして整備。
- ◆ 流域治水の計画・体制の強化として特定都市河川の指定要件に本川バックウォーター現象のおそれがある河川や、狭窄部の上流河川も対象となるよう緩和がされた。
- ◆ 実施にあたっては、流域水害対策協議会を設立し、対策計画を策定する必要がある。
- ◆ 氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河川や下水道、雨水貯留対策の強化がされた。
- ◆ 二級水系河川の利水ダムの事前放流に関する損失補填の考え方や、河川管理者による放流施設整備について改正。
- ◆ 下水道において、目標降雨の整備計画位置付け、樋門等の操作ルール策定の義務付けが取り込まれた。
- ◆ 流域における雨水貯留対策の強化とし、2つの区域指定について関連法案が改正された。
- ◆ 貯留機能保全区域の確保、現状遊水機能を有する土地について、保全していく。
- ◆ こういった土地に対し、盛り土や塀を設置する際に県知事への届け出が義務化。
- ◆ 被害対象を減少させるための対策とし、浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等を今後設置する際、浸水リスクがある区域については、嵩上げを行うよう対策指導。
- ◆ 防災集団移転促進事業の拡充や、災害時の避難先の拠点整備についても改正がされている。
- ◆ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策におけるリスク情報空白域の解消について、現在、浸水想定区域を設定している約2,000河川から、今後、約17,000河川に拡大していく。
- ◆ 国土交通大臣による権限代行の対象について、市町村管理の準用河川まで拡大していく。

#### <水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインについて>

##### 【事務局】

- ◆ 流域治水の推進には、まちづくりとの連携が必要であることからガイドラインが作成された。
- ◆ 河川管理者は、防災まちづくりに活用できる水害頻度に応じたハザード情報を提供

していく

- ◆ 自治体は、まちづくりの検討にあたって、ハザード情報を活用しながら、被害の受けやすさ等を考慮しながら水害リスクを評価するものとなっている。
- ◆ リスクを踏まえた防災まちづくりとして、リスクがある箇所には極力住まない、盛り土による嵩上げ、建物構造変更等を検討していただきたい。
- ◆ 今後まちづくりに際し、ガイドラインの活用を検討している場合は、連絡いただきたい。

#### <リスクマップ（仮称）の作成について>

##### 【事務局】

- ◆ 今後、河川管理者にて水害の頻度によって、想定される浸水区域をマップ上に重ね合わせた水害リスクマップを作成し、情報提供していく。
- ◆ 地域防災まちづくりや高頻度の浸水想定、段階的な河川整備の見える化、タイムライン作成時の避難行動検討等に活用を考えている。

#### <流域治水の推進について（意見交換）>

##### 【構成員】

- 緊急対策により、支川の整備が進むこととなるが、支川の改修により本川への負荷が増えることとなる。支川と併せて本川の長期的な治水対策も行ってほしい。
- 須川沿いに福祉施設と入浴施設等の複合施設があるが、隣接する堤防を避難場所とし整備いただいたこと感謝している。
- 周辺に比べて低い土地であり、中心市街地が浸水想定区域となっていることから、流域治水は重要と考えている。
- 令和2年7月出水での被害を受け、国県と連携して整備を進めていく。また、流域治水の事例にあった側帯を農業用機械や、自家用車の退避場所へ活用について、本町でも整備に向け検討していただきたい。
- 流域治水の対策として紹介のあった「田んぼダム」については、本町においても導入できないか検討を進めているところである。内水対策については、住民の意識の醸成が必要なため、今後取り組んでいきたい。
- 本町は、支川の上流域に位置し、また、上流にダムもあることから、これまで出水による被害は少なかったが、河道内においては、支障木や洗掘があるため、関係各所と情報共有を図っていきたい。
- 令和2年7月出水においては、昨年完成したダムの効果により、被害を押しえられた。
- 町管理の準用河川について今後河道掘削を予定しているところである。実施にあたっては、効果を発揮すべく、本川と支川の時期を合わせるよう連携を図っていき

い。また、今回紹介のあった克雪対策と併せた整備についても検討していきたい。

- 令和2年7月出水を受け、河道掘削及び築堤の対策について進めていただきたい。
- 流域治水の考え方を住民へ周知するため、勉強会等の開催をお願いしたい。
- 無堤箇所での堤防整備を進めていただきたい。また、支川のバックウォーター解消に向けた対策についても検討いただきたい。
- 洪水被害を減少するためには、遊水地等の整備も必要と考えている。
- 本町は、狭窄部の上流に位置していることから内水被害が多いため、ほ場整備事業を活用し、内水対策として準用河川や用水路の改修を検討しているが、農政部局の補助が田園部を優先していることから、対策が進められない。補助に関する要件、優先順位等について、内水対策へも回るようお願いしたい。
- 当町は、豪雪地帯であるが、雪も資源であると考えている。また、流域での貯留効果も大きいため、「田んぼダム」も有効であると考えている。
- 河道内（ダム湛水地）での支障木においては、「水没林」として観光資源の効果もあることから、伐採にあたっては、支障木と景観木の区分けが必要と考えている。
- 当町は、下流域に位置するため、内水対策が重要と考えている。また、河道断面の確保が重要であり、河道掘削や支障木の伐採が必要と考えている。
- 住民に対し、流域治水のPRを国からも実施していただきたい。

#### <流域治水×グリーンインフラについて>

##### 【事務局】

- ◆ 流域治水の関連法案改正の附帯決議とし、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを普及することと明記され、推進に当たり、環境分野の取組も重要であると示された。
- ◆ 今年度行うべきこととして、流域治水の中に盛り込めるグリーンインフラをメニュー出しし、年度末の協議会で位置付ける予定である。
- ◆ 本資料9頁以降において、現時点の最上川及び赤川におけるグリーンインフラのメニューイメージを示しているが、今後、各構成員とメニュー調整を行っていききたい。

#### <その他（情報共有）>

##### 【事務局】

- ◆ 最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの進捗状況として、昨年度7月豪雨から1年経過するにあたり、被災した堤防や護岸等の復旧は、国管理区間全体25箇所全てにおいて工事着手している。浸水被害の軽減を目指したプロジェクトの内容とし、河道掘削は、全体約90万m<sup>3</sup>に対して、今年度約26万m<sup>3</sup>において掘削工事に着手している状況である。